

捨  
印

一般貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）  
変更事前届出書

令和 年 月 日

中国運輸局山口運輸支局長 殿

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

印

（ 連 絡 先 ）

貨物自動車運送事業法第9条第3項及び同法施行規則第6条の規定によりお届け  
いたします。

1. 住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

2. 変更しようとする事項

各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

3. 増車（減車）

令和 年 月 日

実施予定日

4. 変更を必要とする理由

する理由

捨  
印

営業所別の事業用自動車の数

種 別 (霊きゅう自動車)

(単位：両)

営業所名	新旧の別 内 訳	新					旧					
		宮 型 車	バン 型 車	バス 型 車	洋 型 車	計	宮 型 車	バン 型 車	バス 型 車	洋 型 車	計	
県内総車両数												

(増・減車両の明細)

増車・減車の別	所属営業所	内 訳	最大積載量	車体の形状	備 考

- (記載事項) 1. 内訳欄には宮型車、バン型車（乗車定員 10 人以下）、バス型車（乗車定員 11 人以上）等の別を記入する。  
 2. 備考欄は、増車の場合には車両数、減車の場合には登録番号を記入する。  
 3. 記入欄が不足の場合は、別紙に記入し添付する。

## 添付書類

### 1. 認可車庫の位置及び収容能力（増車営業所分のみ）

営業所名	車庫の位置	収容能力
営業所		m <sup>2</sup>
営業所		m <sup>2</sup>
営業所		m <sup>2</sup>

### 2. 増車後必要となる車庫面積（増車営業所分のみ）

（営業所）

配置車両	1両当たり必要面積	車両数	必要面積
宮型車	14 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
洋型車	14 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
バン型車	13 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
バス型車	20 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
計		両	m <sup>2</sup>

（営業所）

配置車両	1両当たり必要面積	車両数	必要面積
宮型車	14 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
洋型車	14 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
バン型車	13 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
バス型車	20 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
計		両	m <sup>2</sup>

（営業所）

配置車両	1両当たり必要面積	車両数	必要面積
宮型車	14 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
洋型車	14 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
バン型車	13 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
バス型車	20 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
計		両	m <sup>2</sup>

捨  
印

別紙（増車を行う営業所がある場合は添付してください。減車のみを行う場合は不要です。）

中国運輸局 山口運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

1. 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを5年以内に受けた者である。 はい いいえ
2. 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。 はい いいえ
3. 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。 はい いいえ
4. 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。（当該合計が10両以下であるときを除く。） はい いいえ

### 項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数(a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数(b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100%

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代 表 者

印

# 事業用自動車等連絡書

発行番号： 第 号  
発行日：令和 年 月 日  
有効期限：発行日から1ヶ月間

この書類は、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であることを確認したことを証するものである。

事業等の種別	旅客〔乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定） 貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用〕 その他〔レンタカー・（ ）〕			
使用者の名称 （事業者名）		所属営業所名		
使用者の住所 （事業者の住所）		使用の本拠の位置 （営業所の位置）		
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・抹消等）する自動車	
自動車登録番号等 （車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印
	車台番号			
	①自動車の年式・・・H 年 ②旅客自動車のみ・・・自動車の乗車定員 人 自動車長さ cm ③貨物自動車のみ・・・種別〔普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽〕 最大積載量 kg 車体の形状		①自動車の年式・・・H 年 ②旅客自動車のみ・・・自動車の乗車定員 人 自動車長さ cm ③貨物自動車のみ・・・種別〔普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽〕 最大積載量 kg	
事案発生理由	新規許可・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動（山口運輸支局→ 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（ ）			
備考欄	※			
確認印及び 担当官印	※確認印・担当官印	注） 1. この連絡書は原則として再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録窓口に提出して下さい。 3. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査部門の確認を受けた日に行ってください。 4. ※印の欄は記入しないで下さい。		
担当部門				
輸送・監査部門		発行元連絡先：083-922-5336【中国運輸局山口運輸支局】		